

住宅セーフティネット機能の強化

誰もが安心して暮らせる住まいの確保に向けて、居住サポート住宅について、改修費、家賃低廉化、家賃債務保証料等低廉化及び住替えに係る支援を創設するなど、住宅セーフティネット機能の強化を図る。

	改修費に係る補助	家賃低廉化に係る補助	家賃債務保証料等の低廉化に係る補助	セーフティネット住宅への住替えに係る補助	
事業主体	大家等、地方公共団体	事業主体	大家等、地方公共団体	家賃債務保証会社、保険会社等、地方公共団体	居住支援法人、居住支援協議会等、地方公共団体
補助対象工事	① バリアフリー改修工事 ② 耐震改修工事 ③ シェアハウス化工事 ④ 間取り変更工事 ⑤ 子育て世帯対応改修工事(子育て支援施設の併設に係る工事を含む。) ⑥ 防火・消火対策工事 ⑦ 交流スペースの設置改修工事 ⑧ 省エネルギー改修工事 等 ○ 安否確認の設備の設置改修工事 ○ 防音・遮音工事	原則月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯 (子育て世帯、新婚世帯: 月収21.4万円(収入分位40%)以下) 多子世帯: 月収25.9万円(収入分位50%)以下 建替え・除却予定の公営住宅の従前居住者等: 月収21.4万円(収入分位40%)以下	原則月収15.8万円以下の世帯 (子育て世帯、新婚世帯: 月収21.4万円以下) 多子世帯: 月収25.9万円以下	原則月収15.8万円以下の世帯かつ次の①又は②の場合 ①災害リスクの高い区域等からの住替え ②低廉な家賃のセーフティネット住宅への住替え(原則家賃が下がる場合に限る)	
補助率・国費限度額	国1／3(地方公共団体を通じた補助:国1／3+地方1／3) 50万円／戸 等 (⑤で子育て支援施設を併設する場合、1,000万円／施設)	低廉化の対象	家賃	セーフティネット住宅への住替え費用	
対象住宅	専用住宅 居住サポート住宅	補助率・国費限度額	国1／2+ 地方1／2 等 2万円／戸・月 等 国費総額240万円／戸	国1／2+ 地方1／2 3万円／戸 5万円／戸	
管理要件	専用住宅としての管理期間が10年以上であること ただし、最初に入居した要配慮者の退居後、要配慮者を募集したものの2か月入居がない等の要件を満たす場合は緩和(間接補助)	支援期間	管理開始から原則10年以内 次の①又は②の場合は緩和 ①国費総額内で、地方公共団体の定める期間に延長可能 ②建替え・除却予定の公営住宅の従前居住者の場合は10年ごとに延長可能	創設 登録住宅 専用住宅 居住サポート住宅	